

財団法人草加市文化協会寄附行為

〔昭和47年 1月19日〕
指令管財第948号設立許可

〔昭和54年 6月25日〕
指令県文第213号変更認可

〔平成10年 3月31日〕
指令文振第1223号変更認可

〔平成11年 5月13日〕
指令文振第2号変更認可

〔平成12年 3月17日〕
指令文振第5号変更認可

〔平成12年 12月27日〕
指令文振第12号変更認可

〔平成18年 1月26日〕
指令文振第604号変更認可

〔平成20年 5月16日〕
指令文振第76号変更認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人草加市文化協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県草加市松江一丁目1番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、産業の振興と文化の向上並びに市民福祉の増進を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

産業の振興、生活文化の向上、福祉の増進のための啓蒙

講習会、講演会、研究会の開催

文化的行事の開催

草加市が設置した公の施設の管理運営の受託

その他この法人の目的達成のために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

財産目録記載の財産

寄附金品

資産から生ずる収入

事業に伴う収入

その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

財産目録中基本財産の部に記載された財産

基本財産とすることを指定して寄附された財産

理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、銀行その他の確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、

年度終了後2月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、評議員及び職員

(役員の種類及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

理事長 1人

副理事長 1人

常務理事 1人

理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 8人以上12人以内

監事 2人

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員に、当該役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき、又は心身の故障などで職務の執行に堪えないと認められるときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬)

第15条の2 役員には報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決及び評議員会の同意により別に定める。

(顧問)

第15条の3 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

3 顧問は、法人の運営について理事長の諮問に応じるものとする。

(評議員)

第15条の4 この法人に、評議員12人以上16人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任する。

3 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める職務を行う。

4 評議員には、第14条から第15条の2までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会に」とあるのは「理事会に」と、「評議員現在数の」とあるのは「理事現在数の」と読み替えるものとする。

(事務局)

第15条の5 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

第16条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第 17 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第 18 条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

事業計画の決定

事業報告の承認

その他この法人の運営に関する重要な事項

2 評議員会は、この寄附行為に規定するもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において次の事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

基本財産の処分に関すること。

事業計画及び予算の承認に関すること。

事業報告、決算及び財産目録の承認に関すること。

寄附行為の変更に関すること。

解散及び残余財産の処分に関すること。

(会議の開催)

第 18 条の 2 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

理事長が必要と認めたとき。

理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

理事長が必要と認めたとき。

評議員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

監事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第 19 条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には請求があった日から30日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には請求のあった日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、会議の日の7日前までに会議の構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第21条 会議は、構成員の3分の2以上の出席者がなければ、開会することができない。

(会議の議決)

第22条 会議の議事は、この寄附行為に規定するもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

会議の日時及び場所

構成員の現在数

会議に出席した構成員の数及び氏名

議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した構成員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第25条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、埼玉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第26条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、埼玉県知事の許可があったとき解散する。

2 解散の時に存する残余財産は、出捐者の協議により定めた者に対し、埼玉県知事の許可を得て帰属させるものとする。

第6章 雑 則

第27条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和48年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第18条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和47年3月31日までとする。

設立代表者埼玉県知事 栗原 浩

附 則

この規定の施行日は、理事会の同意を得た後に、同寄附行為第25条に基づき、埼玉県知事の認可した日を施行日とする。

附 則(平成10年3月31日埼玉県知事認可)

この寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 13 日埼玉県知事認可）

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 17 日埼玉県知事認可）

この寄附行為の変更は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 27 日埼玉県知事認可）

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 26 日埼玉県知事認可）

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 16 日埼玉県知事認可）

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。